

障害者計画・障害福祉計画に係る評価報告書

3-1 誰もが暮らしやすいまちづくり【障害者計画】

資料A-3

(1) 啓発・広報

① 啓発・広報活動の推進

項目	内容	H27 実施状況・評価
障がい者施策のPR	・町広報紙に「障がい者福祉のコーナー」の枠を設けるなど工夫し継続して情報提供を行ないます。	・町社協広報「おおなん社協」で障害者福祉施策等々について啓発記事等を掲載。 ・「広報邑南」の障害福祉コーナーがなかなか継続できていないので、タイムリーな広報に努める必要がある。 ・身体障害者福祉協会の支部会や研修会へ参加し、障がい者施策等の説明をしている。
疾病や障がいへの理解促進	・ニーズに応じた講演会テーマの設定や障がい者の発言の場を設けるなどし、疾病や障がいは誰でもおこりうる自分のこととして考えられるよう、また、障がい者の人権擁護も理解が深まるよう、町民に対する意識啓発を進めます。 ・町広報紙への掲載や情報紙を通じた相談窓口のPRを継続します。	・「あいサポーター運動」を啓発活動の一貫として実施。教育委員会が実施する人権講演会を福祉的見地より関係機関も含めて共催での実施を検討すべきではないか。 ・「あいサポーター運動」を啓発活動として実施していく。 ・「広報邑南」に障害者相談支援事業について、相談支援事業所の連絡先等を掲載した。若干、相談件数が増えたと報告を受けている。

② 福祉教育の推進

福祉教育、人権教育の推進	・福祉サイドから積極的に教育機関に対し関わりをもち、福祉教育の推進に努め、障がい者に対する理解と人権意識の高揚を図ります。	・町社協福祉教育として「高齢者・障害者の疑似体験」「手話・点字」「あいサポーター運動」等を町内小・中学校の要請に基づき実施。「あいサポーター運動」については自治会、職場単位でも実施していただくよう要請している。 ・町内小・中学校に対して当会が行う福祉教育メニューを都度紹介、実践の働きかけを実施する。
障がい者との交流の場づくり	・各種団体、施設と連携し、障がいのある人・ない人が共通の意識をもって交流できる機会を継続して提供します。また、地域行事に障がい者が参加できる環境づくりを行います。	・「邑智郡ふれあいの会」の事務局を町社協で年間を通じて交流・余暇活動等を実施している。 ・「邑智郡ふれあいの会」事務局、権利擁護センター等の事業を通じて、関係機関・団体等との連携による交流活動を実施する。

③ 公共サービス従事者に対する障がい者理解の推進

公共サービス従事者の理解促進	・公務員や指定管理者をはじめとする各種公共サービス事業の従事者に対して障がい者の理解の促進を図るため研修会等を推進します。	・人権研修において障がいのある人への差別をしない、させない取り組みを行っている。 ・対等の立場と言う意識を常に持ちつつ、人権研修を通じて意識の向上と、質の高い行動が出来るよう引き続き取り組みを進める。
----------------	---	---

④ ボランティア活動の推進

既存ボランティア活動への支援	・活動の拡大を図るシステムづくりやボランティアセンターなどを通じた更なる情報交換や連絡調整の推進を図ります。	・既存ボランティア団体に対して障害者施設等からの支援要請等にボランティアセンターの機能として紹介等の中継を実施している。 ・障害者支援ボランティア養成講座の開催を計画する。
ボランティア育成	・後継者の育成を含め、若い人たちが積極的にボランティアに参加できる体制を検討します。	・既存ボランティア団体の高齢化等に併い新たなボランティアの養成が求められている。 ・障害者支援ボランティア養成講座を計画し、若い世代の参加を図るべく夜間や日曜日等の開催を計画していく必要がある。

⑤ 地域における障がい者虐待防止の充実

障がい者虐待の周知・啓発の充実	・障がい者虐待について関係団体への普及啓発を行うとともに、相談事業との連携を図ります。	・相談事業等（権利擁護センターも含む）において、様々な虐待の疑いがあるケースについては関係機関等につないで解決を図っている。 ・町社協・福祉課及び関係機関との連携により、周知・啓発を進めていく必要がある。
-----------------	---	---

(2) 生活支援

① 利用者本位の生活支援体制の整備

相談窓口の広報	・町広報紙に「相談窓口」の枠を設けるなど、継続した広報を行います。	・広報「おおなん社協」、ケーブルテレビで相談事業の紹介を実施している。 ・広報「おおなん社協」、ケーブルテレビによる広報活動。
成年後見制度の申請手続き費用負担	・生活保護受給者における市町村長申立の費用の公費負担を継続します。また、後見人に対する報酬が発生するため、生活保護世帯や年金の低額受給者への充実を図ります。	・平成27年度も予算化しており、予定もあつたが取組ができていない。今後、取組をしていきたい。

② 福祉サービス等の推進

障がいの特性にあったプランの作成充実	・自立支援法の制度普及を図りながら、サービス利用計画について、その内容と作成事業者の広報や周知の方法を充実します。	・対象者全員のサービス等利用計画を作成済みである。障がい者146件、障がい児18件（H27.12月末現在）
--------------------	---	---

③ 経済的自立の支援

権利擁護事業の制度周知	・町広報紙に載せるなど、継続した広報を行い制度の周知を行います。	・広報活動のみに頼らず「後見支援員養成講座」開催等のアクションを起こして啓発することが効果的。 ・継続的に（毎年）「後見支援員養成講座」を開催し啓発して行く。
各種の町単独助成事業の継続	・医療費助成・交通費助成制度の維持に努めます。	・これまで同様に予算化し、助成を実施している。 ・今後も継続していきたいと考えている。

④ スポーツ、文化芸術活動の振興

各種団体への入会の推進と運営の充実	・団体自体の広報活動の推進や支援を行います。ボランティアの受け入れを行い、会員が支援を必要とする事項について協力を求め充実した組織になるよう支援や運営体制の充実を促進します。また、地域に出かけて相談を受ける戸別訪問相談を充実します。	・3障害者団体（知的・精神・身体）の事務局と連絡・連携体制をとって、必要であれば要請によって様々な支援を実施している。
スタッフの充実	・障害者スポーツ・レクリエーション活動を普及するための指導員や専門知識を有するスタッフの充実に努めます。	・必要となる研修会・会議等に積極的に参加している。 ・邑智郡障害者スポーツ大会の開催に際し、大会スタッフとして参加している。今後も要請があれば、積極的に参加する。

⑤ 地域における相談機能の充実

相談員、民生委員・児童委員活動の充実	・相談員制度の普及啓発を行うとともに、民生委員・児童委員活動の充実や、専門研修による支援や他の相談事業との連携を図ります。	・身体障害者相談員、知的障害者相談員は、島根県から権限委譲(H24.4~)を受け、それぞれ当事者会等からの推薦により各1名を業務委託している。任期は1年。町広報紙で紹介している。 ・精神障がい者からの相談については、保健所と町の保健師が連携しながら相談機関として個別に対応している。今後は、精神障がい者の地域移行に向けて地域自立支援協議会等で対応を検討していく。 ・民生委員・児童委員へは、福祉事務所や民生・児童委員協議会支部会等を通じて制度説明等を実施し、協力を求めている。
--------------------	---	--

(3) 生活環境

① 住宅、建築物のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進

公共施設等の整備	・可能な限り「バリアフリー新法」の整備基準をめざすとともにユニバーサルデザインに配慮した整備を行います。既存施設については点検を行い計画的な改修に努めます。	・新規に建設する建物については、バリアフリー化・ユニバーサル化に配慮し設計施工した。 ・既存の町営住宅については、ストック改善事業を実施している。
----------	--	--

民間施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者にとって暮らしやすいバリアフリー住宅の整備について、啓発・普及に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 既存施設については難しい面もあるが、新規に建設される建物については、必要に応じて個別に対応している。
住宅の整備	<ul style="list-style-type: none"> 町営住宅の新設・建替えにあたっては、段差の解消、余裕のある廊下・出入口等、障がい者や高齢者の利用に配慮した設計により可能な限りバリアフリー化を推進します。既存の町営住宅における手摺りの設置、段差解消など障がい者や高齢者向け改修については、要望により対応します。また、障がい者が暮らしやすいグループホーム・ケアホーム等の整備の推進を図ります。 居住サポート事業を使用し入居支援や成年後見制度の促進による契約の安定を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 4戸の公営住宅の改善工事を行った。床段差の解消、便所・浴室等への手摺りの設置等。 今後も予算を確保し、居住環境の改善を図っていく必要がある。 グループホームとしての利用については、現在6戸を供給している。今後も、一般町民需要に配慮しつつ条件が許せば供給していきたい。 相談支援事業の一環として取り組んでいる。 成年後見制度の窓口は福祉課及び町社協にあり、権利擁護センターを社協に設置している。

②公共交通、歩行空間等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進

公共交通機関の充実	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者自らが公共交通機関を利用して通院や買い物ができるよう、車椅子の利用や障がい者の乗降が容易な低床バスやリフト付きタクシーの導入を関係機関に働きかけます。 地域生活バスについては定時定路線運行を基本とし、需要が見込めない集落や地域においては予約乗合方式を導入するなど、運行形態の改善を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 積雪の多い地域であるため、バスについては、低床バスの導入ができない路線もありますが、今年度、ユニバーサルデザインの低床バスを1台導入する。リフト付きタクシーの導入は、現在、福祉タクシーが2台あり、今年度、ユニバーサルデザインのタクシーが1台導入される。 可能な範囲で、低床バスやユニバーサルデザインのバスを導入する。リフト付き福祉タクシーの導入については、町内タクシー業者に働きかける。 現在、町営バスの運行は、定時定路線運行を基本に運行しているが、高齢化に伴い、ドア・ツウ・ドアのデマンド型の運行を求める声がある。 町営バスの運行は、財政的に、現行の運行を保持した上で、新たな運行ができない状況にある。デマンド型運行に切り替えた方が良いと思われる路線の検討を行う。 また、きめ細かな運行を実現するため、自治会輸送等の検討する。
-----------	--	--

③安全な交通の確保

快適な歩行環境の確保	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設、医療機関、商業施設などを結ぶ回道路路を中心に、歩道、交差点、音声信号機、誘導ブロック、ポケットパーク障がい者用トイレ等を計画的に整備するとともに国・県へ働きかけ、やさしい道づくりを進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 包括的な事業整備を行うためには、多大な予算となるため、財源の確保が非常に厳しく、修繕工事等による整備が中心になっている。 全庁的に各課横の連携（会議の開催等）を図り、適切な補助事業等を活用して、歩行者にとって道路の使用頻度や重要度を重視しながら、可能なものから予算の確保に努めていく。
移動手段の確保	<ul style="list-style-type: none"> 自立支援法に基づく移動支援事業を推進します。 障がい者の日常生活上不可欠な外出や社会参加をしやすいよう、外出の手助けや移動手段の確保の支援に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 移動支援事業を町（福祉課）より受託して実施しているが、近年利用者が減少傾向にある。継続的な更なる啓発活動と対象者基準の見直し（低くする）の必要を福祉課に訴えている。 対象者基準の見直しについては、タクシー事業者への配慮等もあり、慎重に行わなければならない。 利用について、啓発に努める必要性は感じている。 町委託事業「邑南町高齢者等外出支援事業」（移送サービス）を実施した。 近年、利用者が減少傾向にあるが、町より対象者への直接的な紹介活動が必要である。

④防災、防犯対策の推進

防災対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 邑南町地域防災計画に基づき災害時要援護者に配慮した環境整備、社会福祉施設・病院等の安全・避難対策、在宅の災害時要援護者対策、災害時要援護者への啓発を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織において自治会内における災害時要援護者の避難誘導などの具体的な行動計画の策定や訓練の実施について更なる取り組みが必要である。 邑南町地域防災計画に基づき、災害時要援護者の避難誘導などについて自主防災組織を中心とし、具体的な行動計画の策定や訓練の実施を行います。
防犯対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 防犯会議において、町内の犯罪・事故等の状況把握に努め、生活安全施策に関する事項を協議し、障がい者を含め誰もが犯罪や事件に遭わないよう、安全で安心して暮らせる地域社会の実現を図ります。 障がい者を含め誰もが交通事故に遭わないよう、交通安全教室の実施、安全運転の啓発など交通事故の防止や障がい者に配慮した交通安全教育の充実を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 犯罪や事故の抑止力や事実確認の証拠として、防犯カメラの設置は全国的にも急速に需要が高まっており、現実的にその実績の評価も顕著なものになっている。現在、町が管理している防犯カメラ（ケーブルテレビの定点カメラを除く）は通学路を中心に3台設置しているが、依然不足している状況にある。 H27年度中に新規11台の防犯カメラの寄贈・設置を予定しているが、今後も歩行者が通行する主要な箇所への設置を検討して行く。 交通安全教室については、毎年1回開催しており、住民の交通安全意識の向上の高まりは、春秋の交通安全運動の実施時期にも積極的な参加があり、大きな成果をあげている。 実施及び計画できていない生涯学習課 地域の住民ニーズ課題によって各公民館の取組スタイルがちがっている。 これまで以上に広報誌、ホームページ、ケーブルテレビを通じて誰もが被害者にもならないために積極的に交通安全教育の実施を行っていく。 今後も地域ニーズや課題に応じた生涯学習活動に取り組んでいく。

(4) 教育・育成

①一貫した相談支援体制の整備

乳幼児期からの一貫した相談支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 誰もが気軽に相談できる環境の整備として教育・福祉・保健・医療・就労の関係機関が連携した邑南町特別支援体制推進事業の設置を図り、総合相談を行います。（窓口の一本化） 相談内容に的確に対応するため情報の共有化や関係機関との連携の充実を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援相談ネットワーク支援本部を学校教育課、福祉課、保健課の3課も連携し、必要とする事案については支援本部会議を開催し、連携をとりながら相談事業や支援事業を進め、関係する機関とも連携を取り、進めている。 特別支援相談ネットワーク内の相談支援チームを中心に合同相談会（定期13回）を実施した。相談件数は、26件だった。また、必要に応じて臨時的に相談（2回2件）に応じた。主に保育所（園）・小学校からの相談が多かった。 相談のあったケースを継続的に状況把握し、検討を行い必要に応じて個別ケース会議を実施し、経過観察する体制が必要。 継続して取り組み出生から就労まで一貫した支援を目指す。 相談支援ファイル（すこやかファイル）を活用し、就学前の相談体制の強化を引き続き取り組んだ。平成27年度の相談支援ファイルの配布者は、5名。 ファイルは持っているが活用できていない児童生徒のケースはある。今後も引き続き、相談支援ファイルが医療・保育所（園）・学校・支援事業所等でスムーズに活用できるよう関係機関と連携して推進を図り、保護者の理解も求めていく必要がある。
----------------------	---	---

②関係機関の連携強化

任意団体との連携	<ul style="list-style-type: none"> 障がい児や家族が交流することは極めて重要なことであり、情報交換やスポーツ大会の支援や充実を図ります。 障がい児の活動支援グループの育成及び連携を図り、障がい児、保護者会活動の相談、支援体制の充実を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域生活支援事業により「邑智郡ふれあいの会」の活動を支援している。 「邑智郡ふれあいの会」の活動・事務局を支援（社協） 「ことばを育てる親の会」活動支援（社協） 「邑南町手をつなぐ育成会」事務局を支援、活動助成金を支出（社協）
----------	--	--

	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援事業との連携に向けた支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 瑞穂・羽須美地域は、管内は東光保育園内に瑞穂子育て支援センター、石見地域は、東保育所内に石見子育て支援センターを設置し、在宅の乳幼児、保護者の相談支援を行っている。また、各保育所や子育てサークルなどの連携もを行っている。
	<ul style="list-style-type: none"> 発達障害者支援センター「ウィンド」との連携を強化します。 	<ul style="list-style-type: none"> 相談支援事業所やウィンド等の関係機関とケース検討を行いながら連携して支援できるように取り組みつつある。

③ 個々のニーズに応じた指導の充実

就学前指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> 在宅の障がい児が早期に適切な療育を受けられるよう発達クリニックをはじめ、専門療育機関の活用、児童相談所、保健所など関係機関との協力を得ながら療育に関する相談・指導体制を充実します。 	<ul style="list-style-type: none"> 発達クリニックを年6回実施し、支援の必要な子どもを児童発達支援等のサービスへつなげている。 支援を行うにあたっては、すこやかファイルを活用し、医療機関、保育所、相談支援事業所等関係機関と連携し、保護者のニーズもくみ取りながら実施する体制が整いつつあるが、今後より強化する必要がある。 発達クリニックやその後の支援にスムーズにつながるよう、より早期からの保護者との関係づくりが必要と思われる。 専門医による発達クリニックの継続。保護者や関係機関との連携強化。
障害児保育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある子ども・ない子ども相互の理解を深め、心身の発達を促し社会生活に必要な基礎能力を養うため、障がいのある子どもとない子どもの集団保育を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 町内全保育所で、障害児保育所を実施しています。町では、県事業の障害児保育事業の導入、町事業の発達障害児保育事業を障害児の受け入れに積極的に取り組む保育所に保育士を加配し、障害児等の保育の促進を図っています。 今後も障害児等の保育の促進を図っていきます。
特別支援教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> すべての児童・生徒が、個々の力を十分に伸ばす教育を受けられるよう、保護者との連携のもと、個々の児童・生徒のニーズに応じた特別支援教育を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援相談ネットワークの相談支援事業「合同相談会」の定期開催。 巡回型のスクールソーシャルワーカーを1名配置し、児童生徒の支援だけでなく、学校と連携し家庭の支援についても取り組んでいる。 町内10校に学習支援員11名、生活支援員5名、低学年複式支援員1名配置し、通常学級の特別な支援の必要な児童生徒の支援をしている。 就学指導委員会後の保護者面談に時間をかけ、保護者に理解を求め、本人と保護者のニーズの把握に努め、学校と関係機関との連携をはかる取組をした。 町単「笑顔キラキラサポート事業」において、学校生活や学習面に困難をかかえている通常学級に在籍する児童生徒を対象に引き続き生活支援員・低学年複式支援員、学習支援員を配置した。例年の開催となった合同相談スタッフを活用した支援員を対象にした研修会を8月に実施し、支援員のレベルアップを図った。
	<ul style="list-style-type: none"> 教育設備の整備・充実に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 教室設備等の整備に努め、学習環境・生活環境の整備に努めた。
	<ul style="list-style-type: none"> 学習・進路・教育相談などの支援充実に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き継続して児童生徒の支援にあたっていく。 石見養護学校が主催する特別支援コーディネーターを対象とした研修会・学習会を開催され、町内小中学校に積極的に参加も促した。 また、毎週水曜日の石見養護相談スタッフの訪問相談を各校積極的に活用され、児童生徒の対応についての相談や支援員の相談の場として定着してきた。
	<ul style="list-style-type: none"> スクールカウンセラーの充実に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 県事業によりスクールカウンセラーを小学校1校、中学校3校に配置し、校区内の小学校にも支援にあっている。 各中学校に70時間と瑞穂小に70時間スクールカウンセラーを配置した。今年度も瑞穂小配置のSCは瑞穂地域の小学校へ必要に応じて対応した。他の地域は校区内の小学校へ必要に応じて校区内の中学校から派遣を行い小中学校間の連携を図った。 県の配置時間内では対応しきれない部分は、町単で時間外にて対応した。SCが個別の事案に対応することにより、専門性の高い対応が可能となった。 町教育支援センターとSSWとの連携を図り、不登校児童生徒やその保護者へのカウンセリングや学習支援など、児童生徒の支援を行った。
	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の指導に携わる教職員が障がいを正しく理解し、指導力を高めていくための研修の充実に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 町内にある特別支援学校石見養護学校のセンター的機能を利用して各小中学校の研修会や相談に応じてもらうことにより、専門的な支援に役立てている。
学校における福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒に障がい児への理解を深め、やさしさと思いやりの心を育てるための啓発教育と障がいのある子どもとない子がともに理解を深めるための交流教育を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援学級を有する学校では、日常の交流学習はもちろん、理解学習も行い、障がいへの理解を深める取組を行っている。 特別支援学級を有しない学校でも、通常学級に在籍する発達障がいの児童とともに活動する中で、互いの違いを受け止めながら生活する態度を養うよう、担任と生活・学習支援員をはじめとした全職員で努めている。 特別支援教育コーディネーターや生活・学習支援員を対象にした町教委主催の研修会の開催、充実に努める。 学級集団づくりの研修を一層充実していく。 小中学校の性教育実施計画に基づき、年間を通じて命の尊さや自尊心感情の育成につとめた。中学2・3年生を対象に「性・命・人権」の講演会を実施した。大田市立病院の産婦人科医師が性と人権をテーマに、性情報の男女差や恋愛と性の考え方や恋愛と暴力について具体的事例を元に講演され、自分と相手を大切にすることを学習した。

④ 社会的及び職業的自立の促進

社会的・職業的自立の促進	<ul style="list-style-type: none"> 施設が有している人的資源や機能を地域に生かすためにも養護学校卒業児で就労に適応できなかった児童へのセーフティネット的な役割を果たす相談事業の推進を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 相談支援事業者において個々のケース対応している。 困難事例については、自立支援協議会相談支援部会や個別ケース会議において協議し対応している。
不登校児童への取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関の連携により不登校児童生徒、ひきこもりやいじめ・校内暴力への相談しやすい環境づくりやたけのこ学級といった社会資源の情報提供を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> 邑南町教育支援センターに常勤の指導員、相談員を配置し、1名は各小中学校を巡回訪問し不登校の未然防止活動をしている。別の1名の職員は常時センターにあり、保護者や学校からの相談にも対応している。特別な支援を要する児童生徒の不登校に関する相談も増えており、それに対応できる体制を作ることが必要である。 不登校児童生徒に関連する相談は増加傾向にあるので、引き続き支援体制を継続する。 高校生、青年も対象とした個別のケース会等を開催し、関係機関との連携を図った。 教育支援センターでは不登校児童生徒や引きこもり者を対象とした県事業の「心のかけ橋事業」を引き続き実施し、たくさんの生徒の参加があった。（毎週水・金曜日、学習や調理実習、体験活動など） 不登校児童生徒への対応として在籍校の開催する会議へ参加し、支援センター通級児童生徒の学習・活動の支援、学校復帰者にかかる様々な配慮に取り組んだ。3校の中学校へ卒業後の支援を含めた連携会議は3月に開催予定である。

⑤生涯学習の推進 生涯学習に取り組みやすい体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者の知識・技術の習得、健康の維持・増進、体力づくり、交流や仲間づくり等を通じた生活の質の向上に向けた、生涯学習活動に取り組みやすい体制づくりを進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 実施できていない。 今後関係各課と連携しながら体制づくりをする必要がある。
-------------------------------	---	--

(5) 雇用・就業

①雇用の場の拡大

雇用の場の拡大	<ul style="list-style-type: none"> 雇用の場の拡大を図るために、公共職業安定所（ハローワーク）を中心に、養護学校・社会福祉施設・共同作業所とのネットワークづくりを行います。 事業主に対して、障がい者の社会的自立に大きな意義をもつ就業について、広報・啓発を行うとともに各種助成制度周知などを行い、障がい者の雇用を促進します。具体的な実施組織としては邑南町地域自立支援協議会就労支援部会の充実を図るため、公共職業安定所（ハローワーク）・商工会・行政・相談支援事業所・就業・生活支援センターなどと連携し支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> 石見養護学校では卒業生の就労支援対策を独自で実施されており、町社協も全面的に協力している。 引き続き、石見養護学校の実践に全面的な協力をする。 「あいサポーター研修」を行うことで障がい者の理解を図りながら、相談事業所や養護学校などと連携し、個別の相談を受けている。（社協） 障害者差別解消法の施行にともない、対応要領の整備や研修会の開催を促していく必要がある。 障がい者と地元企業の橋渡しのために昨年実施した雇用促進連絡会を開催できなかった。地域自立支援協議会就労支援部会において再検討し、早期に開催する。
福祉的就労の充実	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者のニーズや適性に応じた就労の場の確保を図ることや、生活の安定や就労意欲を高めるため施設等との連携や製品の販路拡大のための支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 共同募金活動の募金グッズとして、町内福祉施設の作品を利用している。今後も継続して利用して行く。

②総合的な支援施策の推進

就労の継続・安定に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者が継続して就労できるよう、就労者企業訪問や職場適応指導の活用や、身体障害者相談員や知的障害者相談員との連携を進めます。また、就労に関する相談事業の充実を図ります。 自立した生活の場を確保するために、グループホーム等の充実を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 障害者就労の中心的役割を担う機関の明確化が必要と思われる。 相談支援事業所を中心として、関係機関が連携して継続して就労できるよう支援していく必要がある。 各障がい者支援施設は、県の補助金等を活用し、グループホーム等の確保に取り組んでいる。 旧町営住宅をグループホームとして貸し出している。
就労障がい者のアフターケアの充実	<ul style="list-style-type: none"> 職場訪問を充実し、就労障がい者の希望や事業主との意見交換を行いソフト面での支援を行います。 具体的には、商工会や公共職業安定所（ハローワーク）との連携強化や、これらを中心とした相談事業の充実を図ります。 施設や社会福祉協議会職員がジョブコーチとして支援できる体制整備の推進に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 就労に結びついたケースについては、随時、相談対応等、支援活動を実施している。（社協） 各施設で製作している製品を共同募金で販売するグッズとして購入。（社協） 地域自立支援協議会の就労支援部会が開催できなかった。 就労支援部会を開催し、関係機関と協議しながら課題等の情報共有に努め、改善していく必要がある。 相談支援事業等を通じて関わるケースについて、関係機関の協力を得ながら様々な支援を実施している。 ジョブコーチ的な活動は困難である。

(6) 保健・医療

①障がいの原因となる疾病等の予防・治療

健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> 生活習慣に関する保健指導を強化するとともに、在宅の障がい者の健康管理を促進するため、健康診査等受診しやすい体制を検討します。また、ストレス管理、心の健康づくりを推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病を早期に発見することを目的とした特定健診について集団健診（9日間、8会場）に加え、町内医療機関での個別健診を実施し、各個人の状況に合わせた受診しやすい体制づくりを推進している。 特定健診の結果、生活習慣の予兆が疑われる方には、特定保健指導を実施しているが、集団教室に参加できない方に対して訪問し、より多くの方が生活改善に結びつくようたり組みを行っている。 健診でうつ可能性のある方に対して、個別相談の場で状況を確認し、異常の早期発見に努めている。また、治療の必要な方を医療機関につなげることで悪化防止を図っている。 生活習慣病を予兆の内に発見し、働き盛り世代を対象により早期に生活改善することで生活習慣病の発症を防ぐため、受けやすい健診体制をすすめていく。またストレス管理、心の健康づくりを推進していく。
乳幼児健康診査・乳児相談・訪問	<ul style="list-style-type: none"> 障がいの原因となる疾病等の適切な予防及び、早期発見、治療の推進を図るために、妊産婦の健康教育や健康相談、乳幼児を対象とした健康診査・育児相談などの充実を図ります。また、継続的に状況把握を行い、必要時には関係機関と連絡をとりながら親子が安心して地域で暮らせる環境づくりに取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> 妊婦やその家族を対象に両親学級を行い、妊娠中の食・生活習慣が出産後の子育てにつながることや健康管理の情報提供を行っている。 出生後は保健師による乳児全戸訪問を実施し、育児不安の軽減に努めるとともに、発育、発達を確認を行っている。 ハイリスク妊婦や新生児に対して、県内については保健所や医療機関との連携体制が整備されており、必要時対応している。県外については対象者があった時点で医療機関へ連絡・訪問し、連携を図っている。 乳幼児に対しては、各年齢で健診・相談・教室を実施し、心身ともに健やかな育ちを支援するとともに病気の予防・早期発見を行っている。 支援が必要な場合は、医療機関や特別支援連携協議会・自立支援協議会関係者が連携し支援体制の整備・充実に努めている。 障がいの原因となる疾病等の適切な予防及び、早期発見、治療の推進を図るために、妊産婦の健康教育や健康相談、乳幼児を対象とした健康診査・育児相談などの充実を図る。また、継続的に状況把握を行い、必要時には関係機関と連絡をとりながら親子が安心して地域で暮らせる環境づくりに取り組む。
確実な治療の継続	<ul style="list-style-type: none"> 保健・医療サービス等に関する適切な情報提供に努め、専門機関に相談したり、治療を受けやすくする環境づくりに取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援連携協議会、自立支援協議会の担当・関係課である福祉課、学校教育課、保健課の担当者で子ども達への切れ目のない支援の方向性について協議し、準備を行っている。 保健・医療サービス等に関する適切な情報提供に努め、専門機関に相談したり、治療を受けやすくする環境づくりに取り組む。

②障がいに対する適切な保健・医療サービスの充実

相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 専門の医療機関が遠方のため、県央保健所で実施している難病相談や心の健康相談など専門相談を活用し、充実していきます。 患者会や家族会などの支援を行い、住みやすい地域になるよう環境づくりに取り組みます。具体的には施設と連携して相談日を増やすなど相談体制の整備を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 県央保健所と連携し、心の健康相談を年11回計画し、1月末時点で9回実施している。沢山の方に活用していただくため、町内医療機関や民生児童委員、職域等関係機関に専門相談に関するチラシを配布する等周知活動にも力をいれ、積極的に啓発していく必要がある。 専門の医療機関が遠方のため、県央保健所で実施している難病相談や心の健康相談など専門相談を活用し、充実していく。 患者会や家族会等参加しやすいように無線やケーブルテレビ等で啓発を行っている。難病や失語症等に関する患者会は大田市で開催されることがほとんどで、遠方のため参加することが困難な状況であるため、もっと身近な場所で開催する機会が増えるよう県央保健所に要望していきたい。 患者会や家族会などの支援を行い、住みやすい地域になるよう環境づくりに取り組む。
---------	--	--

リハビリテーション・療育体制の推進	<ul style="list-style-type: none"> 障がいの悪化防止や再発防止のため医療機関や関係機関と連携し、継続してリハビリや療育が受けられるよう支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> 早期に適切な地域支援が行えるよう、医療機関の地域連携室や関係機関等と連携を図り、必要に応じてモニタリングを行っている。 障がいの悪化防止や再発防止のため医療機関や関係機関と連携し、継続してリハビリや療育が受けられるよう支援する。
-------------------	---	---

③精神保健・医療施策の推進

精神保健施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 保健活動を通じてニーズ把握を行い、組織活動を推進するとともに、タイムリーな個別支援を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関と連携して必要時にはケース検討会を行い、タイムリーな支援ができるように心がけている。そして、保健活動の中からケースや地域のニーズ把握を行えるように努めている。 保健活動を通じてニーズ把握を行い、組織活動を推進するとともに、タイムリーな個別支援を実施する。
	<ul style="list-style-type: none"> 新たな課題や体制の推進について検討する場を設けます。 	<ul style="list-style-type: none"> 早期支援が行えるよう関係機関と情報交換しながら引き続き取り組んでいく必要がある。
退院促進に関わる医療・保健・福祉の体制整備	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関や福祉との連携をより強化し、地域の受け皿づくりを図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関や県央保健所等関係機関とより一層連携を強化し、入院中からのケース検討など引き続き行っていく必要がある。また、相談支援事業所と連携を図りながら生活支援を強化していく。 医療機関や福祉との連携をより強化し、地域の受け皿づくりを図る。

④専門職種の養成・確保

専門職員の資質の向上	<ul style="list-style-type: none"> 高次脳機能障害、社会的ひきこもりなど、新たな課題について現状を把握し、スタッフ向け研修会を実施するなど、専門職員の資質の向上を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 県央保健所や発達障害者支援センター等専門機関が開催する研修に積極的に参加したり、関係機関とケース検討を行う等して資質の向上に努めている。 高次脳機能障害、社会的ひきこもりなど、新たな課題について現状を把握し、スタッフ向け研修会を実施するなど、専門職員の資質の向上を図る。
------------	--	--

(7) 情報・コミュニケーション

①情報バリアフリー化の促進

IT利用促進	<ul style="list-style-type: none"> 画面音声化ソフト、大型キーボードなどのサポート機器の購入の支援を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> 情報・通信支援用具を日常生活用具給付事業対象用具としており、申請により給付している。 日常生活用具の給付・貸与について、申請方法や対象用具種目をPRした。
活用しやすい環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> パソコン教室の開催、聴覚障害者センターが実施している教室のPRや、ボランティアの活用を促進します。また、情報機器の貸与・給付事業を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域生活支援事業により生活訓練としてパソコン教室を開催した。(邑智福祉振興会へ委託)

②社会参加を支援する情報通信システムの普及

F T T H事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> 防災行政無線に加え、高速インターネット環境の構築、データ放送、告知文字放送、デジタルCATVなどを行える新たな通信手段としてF T T Hの整備を充実します。 	<ul style="list-style-type: none"> 難視聴地域の対策として光ケーブルを利用したケーブルテレビ、高速インターネット網の構築がされた。 安心して視聴できるよう利用料の軽減措置としてNHK受信料減免に準じた制度の運用をしている。 テレビ電話など、ICTの利活用の検討を進めていく。
--------------	---	---

③情報提供の充実

情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> 視覚障がい者へSPコード処理による音声での情報提供を行った。聴覚障がい者へ防災無線の放送内容を文書化して送るなど、わかりやすい情報提供の工夫を図るとともに、高速インターネットなど多様な情報メディアの活用を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ケーブルテレビのコミュニティチャンネルの静止画文字放送においては、音声を付けるなど視覚障がい者や聴覚障がい者にやさしい取り組みをしている。 町ホームページはSPコード処理が不完全であり、SPコード処理に対応した見やすく情報が伝わりやすいホームページに改修していきます。 今後、コミュニティチャンネルの放送については、わかりやすく必要とされる番組を制作していきます。
---------	--	--

④コミュニケーション支援体制の充実

コミュニケーションの確保	<ul style="list-style-type: none"> コミュニケーション支援を必要とする視覚障がい者に対する手話通訳者、要約筆記者及び点訳・朗読ボランティア等の養成確保を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> 要約筆記・手話・点訳ボランティア団体に対して、活動の拡充を図っていただくため支援している。 月1回、障害者支援ボランティアグループ「のぎくの会」が取り組む聴覚障害者交流活動を支援している。 コミュニケーション支援の要請があれば対応している。
--------------	--	--